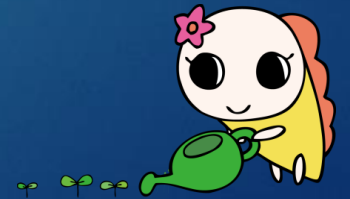


# 地域生活支援拠点等と 緊急時対応計画について



杉並区役所障害者施策課基幹相談支援係  
(杉並区基幹相談支援センター)

杉並区では

令和3年4月～

地域生活支援拠点（面的整備型）

を整備しました

# 「地域生活支援拠点等」とは

## 【概要】

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会、体験の場・緊急時の受け入れ、対応・専門的人材の確保、育成・地域の体制づくりなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

＊整備等の手法として、多機能拠点整備型と面的整備型が国から示された。

第5期障害福祉計画策定において、各自治体に令和3年3月末までの設置が必須とされた

# 「地域生活支援拠点等」に求められる機能

## ① 相談

- ・地域移行、親もとからの自立等

## ② 体験の機会・場

- ・一人暮らし、グループホーム等

## ③ 緊急時の受け入れ・対応

- ・ショートステイの利便性・対応力向上等

## ④ 専門性

- ・人材の確保、育成、連携等

## ⑤ 地域の体制づくり

- ・サービス拠点、コーディネーターの配置等

## 杉並区における「地域生活支援拠点等」整備の考え方

- 面的整備型で検討を進める。
- 緊急時を想定した体制の整備を中心に、地域生活支援拠点等の整備を進める。また、5つの視点で不十分な機能について検討し整備を図る。
- 地域の実情をみながら段階的に展開し、ブラッシュアップしていく。

\* 検討にあたっては、地域自立支援協議会等を活用 \*

## 杉並区における整備の内容

①の相談支援体制の充実を図るために、基幹相談支援センターを区直営で設置し、区の障害者の相談窓口の見直しを実施。⑤の地域の体制づくりの取り組みをすすめる。

③の緊急時の受け入れ・対応については、基幹相談支援センター及び障害者地域相談支援センターすまいるに緊急時の対応を担うコーディネーターを配置。あわせて緊急ショートステイの場を整備。

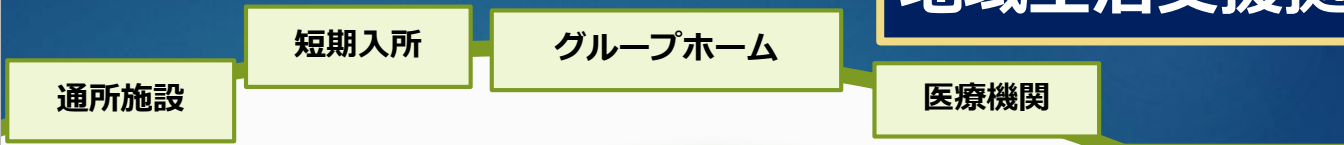
緊急ショートの利用には、「緊急時対応計画」の作成が必要。計画の中に、日頃からショートステイを利用することなどを盛り込むことによって、②体験の機会にもつながることが期待できる。

④の地域人材の確保・定着については、区立や民間という垣根を超えた横断的、専門的な人材育成の取組を実施していく。

# 地域生活支援拠点等のイメージ図

## 拠点等の5つの機能

- ① 相談
- ② 体験の機会・場
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
- ④ 専門的人材の確保・育成
- ⑤ 地域の体制づくり



### ② 体験の機会・場

### ③ 緊急時の受け入れ・対応



#### 緊急時対応計画に基づく支援 <区独自>

- 緊急時対応事業／緊急ショート支援者派遣等  
慣れた場所、慣れた支援者  
原則5日間
- 体験利用  
体験の場・機会として利用

- 移動支援
- 行動援護
- 居宅介護
- 重度訪問介護

### ① 相談・支援

**在宅・医療生活支援センター**  
 ・複数の支援機関が関わっている支援が困難な家庭について、専門的指導・助言  
 →区の担当部署より相談

**障害者施策課**  
 ・障害福祉サービスの申請・決定  
 ・地域生活支援事業申請・決定  
 ・身体障害者手帳等の窓口  
 ・手当・各種サービス等

**特定相談支援事業所**  
 ・サービス等利用計画作成  
 ・緊急時対応計画の策定  
 ・相談対応

**基幹相談支援センター**

- ・リーダーコーディネーターを配置  
緊急時対応計画のとりまとめ、緊急時の対応。
- ・各機関と本人をつなぐコーディネート業務
- ・虐待防止
- ・困難ケースへの支援
- ・地域移行・地域定着促進の取組など

**障害者地域相談支援センター (すまいる 3カ所)**

- ・管轄地域内の相談支援に係るネットワーク
- ・コーディネーターを配置
- ・緊急時対応計画の作成
- ・ピアの育成
- ・地域移行・地域定着の取組

バックアップ

バックアップ

### ⑤ 地域の体制づくり

**④ 専門的人材の確保・育成**

- ・民間事業所と協働した実行委員での運営
- ・すべての事業者への体系的な研修の実施

## 地域生活支援拠点と緊急時対応計画

**緊急時対応計画とは、**介護者が急な病気などで不在になったときに、一人で過ごすことが難しい方を対象に、当面5日間の過ごし方や緊急連絡先などをあらかじめ確認し備えておく計画です。障害福祉サービスを利用している方は「特定相談支援事業所」、利用していない方は「障害者地域相談支援センターすまいる」が作成します。

**緊急時対応計画を作成することで、**本人を取り巻く支援のネットワークが明らかになるとともに、**不足しているサービス等も明らかになる！**

緊急時対応計画の作成が進むことで、不足しているサービス等が地域の課題として把握される → 不足しているサービス等の必要性の根拠となり、自立支援協議会などを通して新たな施策の提案につながることを期待できる！



# 杉並区緊急時 地域生活支援体制

<令和3年7月開始>

介護者が疾病や死亡等の理由で不在となった場合や、不在ではないが心身の状態から本人の介護を適切に行うことができないときを「緊急時」とし、緊急時の対応が必要な方に「緊急時対応計画」を作成する。

その計画に基づき、「緊急時対応事業」に事前に登録・相談等をしておくことで、緊急時に地域の支援者が連携して対応でき、また本人にとっても安心して支援が受けられるような具体的なしくみを整える。

## 緊急時 対応計画

- ・本人、家族、支援者等基本状況
- ・緊急時の対応、その後の対応
- ・普段から準備する事 など

○対象  
在宅の障害者で緊急時の対応が必要な方。  
ただし、当面はリスクの高い方から作成する。

計画に基づく支援

障害福祉サービス利用者

作成者  
指定特定相談支援  
事業所 **区契約**

障害福祉サービスを利用していない

作成者  
すまいる  
(コーディネーター)

バックアップ

基幹相談支援センター  
(コーディネーター等)

## 緊急時対応事業

- 行き慣れた場所、慣れた支援者での支援
- 原則5日の緊急時対応、その後の生活につなぐ
- 順次区と契約するサービス提供事業者を増やす

### 緊急時対応 ショート

すだちの里  
すぎなみ

1床・区契約  
(支援対応あり)

障害福祉サービス  
(短期入所)

入所施設等

1床・区契約  
(支援対応なし)

区契約  
(支援者派遣)

### 緊急時支援者 派遣

自宅

障害福祉サービス  
利用あり(変更)

障害福祉サービス  
(居宅・重訪等)

通所施設等

区契約  
(居室使用/日割)

区契約  
(支援者派遣)※

いざという時のために  
体験して備える

例 緊急ショートを年1回体験  
移動支援でヘルパーに慣れるなど

# 今後の取り組みについて

- **地域生活支援拠点**や**緊急時対応計画**とはどういうものかについて、利用者や家族、通所施設の支援者など関係機関への説明の機会を増やしていく予定です

- 緊急時を具体的にイメージした**緊急時対応計画**を作成し、利用者を中心とした**支援のネットワーク**を作っていく**相談支援**に力を入れていきたいと考えています

★みなさまのご協力をよろしくお願いいたします★